感対第3529号

令和2年10月9日

各政令市・中核市保健所長　様

大阪府健康医療部

保健医療室長

新型コロナウイルス対応状況管理システム（kintone）登録情報の外部提供について

平素は大阪府の新型コロナウイルス対策にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪府では、新型コロナウイルス陽性確認者の情報等について、府内の保健所間で迅速に共有できるよう、「大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システム」を開発・導入しています。

今般、同システムの登録情報について、府内自治体における政策立案への活用や、学術研究機関における分析を通じた新たな感染症対策の知見の取得を目的として、外部に情報提供の制度を整備するため、大阪府個人情報保護審議会にお諮りし、その答申をもとに、別添のとおり事務処理要領案を策定したところです。

答申に際しては、本府所管課から、制度の趣旨について大阪府以外が設置する各保健所と十分に共有すること、との助言がありました。

これまでの経過、趣旨については、すでに保健所長会の各ブロック連絡会等を通じてご案内しておりますが、今回、事務処理要領案をお示ししますので、改めて趣旨についてご確認いただくようお願いします。あわせて、各保健所の実務担当者（（第１３条）本庁において申し出を応諾する場合の連絡先）についてもお知らせいただきますよう、お願いいたします。

記

**＜外部提供制度の概要＞**

**（情報の提供を申請できる者）**

・府内自治体、及び府内自治体が設置する独立行政法人等（地方衛生研究所等を想定）

・国及び国が設置する独立行政法人等（国立病院機構等を想定）

・学術研究機関（大学等を想定）

**（個人情報の保護）**

・外部提供する個人情報の取り扱い等について、大阪府個人情報保護審査会で審議（令和2年9月30日）

・要配慮個人情報であることから、個人の行動が特定されうる情報や職業等は提供しない等の配慮を行う。

**（手続き）**

・データの利用を求める者は大阪府感染症対策課に申請

・大阪府感染症対策課で形式審査（個人情報保護のための申請書及び付属の誓約書・名簿等）

・専門家会議に属する学識経験者（2名）への意見照会　（研究内容及び水準の確認）

・大阪府において意思決定の後、データ提供の可否を申請者に通知

・応諾する場合、関係保健所への通知を行う。

・データ利用者は成果の公表前に大阪府に報告

・データ利用終了後に廃棄の報告

**（今後のスケジュール）**

　10月上旬 要領案の決裁～施行

中旬 対外的なお知らせ（府ウェブページ掲載等）

〃　 募集開始

* なお、HER-SYSにつきましては、本年8月以降、発生届の入力をお願いしており、今後の移行についても検討しているところです。HER-SYSに入力されたデータの取扱いについては、今後検討してまいります。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先  大阪府健康医療部保健医療室  感染症対策課　企画推進グループ  （情報管理・分析班）  担当：三浦・西尾  電話　06-4397-3212(直通)  miurata@mbox.pref.osaka.lg.jp |